

# 許さない



- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為等
- ・売買春
- ・性犯罪
- ・夫・パートナーからの暴力

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

11月12日(金) ~25日(木)

【25日は女性に対する暴力撤廃のための国際デー】

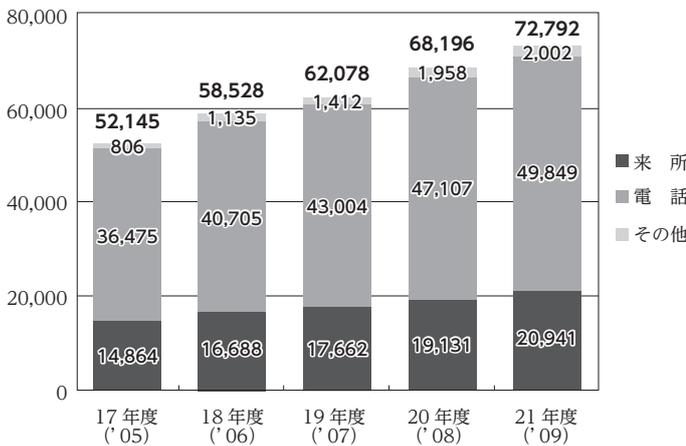
## 女性に対する暴力をなくす運動

人は誰でも安全に、安心して自分の意思を大切にしながら生きる権利があります。しかし、世の中には、他人の気持ちを無視して、一方的に嫌がる事をしたり、気持ちを傷つけたり、力で言うことをきかせようとしたりする人がいます。こうした行動を「暴力」と言います。暴力の被害実態や男女の置かれているわが国の社会構造を見るとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があるため、国が主唱し、取り組む運動です。

### ●DV被害経験者が語る「暴力の種類」

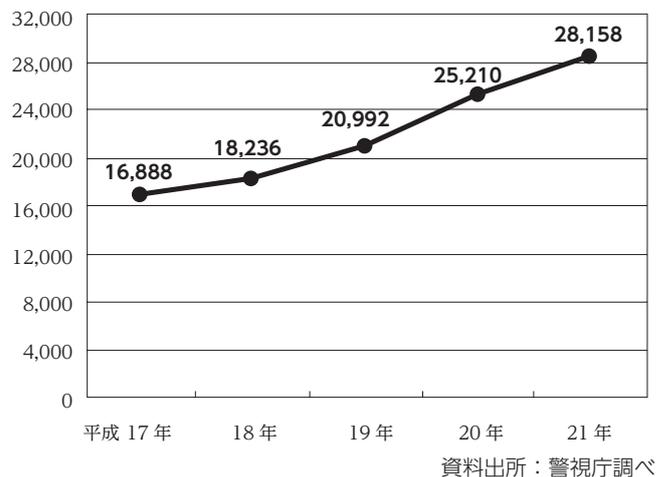
- 身体的暴力＝殴る、蹴る、つかむ、首を絞める、物を投げつける、たばこの火を押し付ける、凶器を使う等
- 性的暴力＝無理強いなセックス、避妊に協力しない、性的な体の部分についての暴言、性癖の押し付け、プライバシーのないセックス、撮影等
- 経済的・社会的暴力＝生活費を渡さない、無駄遣い、働かせる、働かせない、勤務先でトラブルを起こす、いくら収入があるかを教えない、最低限の金額しか渡さない、ローンでお金を出させる等
- 精神的暴力＝馬鹿にする、脅す、悪口を言う、許可なしに行動させない、壊す、傷つける、物を投げる、無視、ストーカー行為、舌打ち、眠らせない等

### ●配偶者からの暴力に関する相談件数



【備考】配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。平成22年4月現在、全国の支援センターの数は188カ所（うち市町村の支援センターは20カ所）となっています。

### ●警察における暴力相談等の対応件数



【備考】対応件数とは、都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数です。

- ※DV＝ドメスティック・バイオレンス（夫婦やパートナー間など親しい間柄でふるまわれる暴力）。
- ※デートDV＝高校生や大学生など、若年者の恋人同士の親しい間柄でふるまわれる様々な暴力。

DV相談件数が増加し続けているのは、深刻な問題です。  
 悩んでいたら、ぜひ相談してください。一緒に解決策を考えていきましょう。  
 ○町内の相談機関は最終ページの「お知らせコーナー」をご覧ください。